

鎌ヶ谷市の下水道使用料

下水道使用料の計算方法

下水道使用料 = 基本料金 + 超過料金

上水道の使用量を汚水排出量として、下水道使用料を算出します。

2か月分の上水道の使用量を前月分と後月分に2等分し、1か月あたりの汚水排出量を求めます。(端数がある場合は前月に加算します)

次にその1か月あたりの汚水排出量に「下水道使用料金表」の超過料金単価をかけ、基本料金953円と消費税を加え、1か月分の使用料を求めます。(1円未満切捨て)最後に前月分と後月分を合算し、2か月分の下水道使用料となります。

《計算例》

2か月で4.9m使用の場合、使用量を1か月2.5mと1か月2.4mに分けて計算します。

(1か月25m)

基本料金 1~10m³ 953円

超過料金

11~20m³ 10m³ × 150円 = 1,500円

21~25m³ 5m³ × 195円 = 975円

計 3,428円 × 1.08 = 3,702円

(1か月24m)

基本料金 1~10m³ 953円

超過料金

11~20m³ 10m³ × 150円 = 1,500円

21~24m³ 4m³ × 195円 = 780円

計 3,233円 × 1.08 = 3,491円

下水道使用料 3,702円 + 3,491円 = 7,193円

下水道使用料金表 (1か月につき)

(税抜き)

区分	基本料金		超過料金	
	汚水排出量	料金	汚水排出量	料金
一般汚水	1 ~ 10 m ³	953 円	11 ~ 20 m ³	150 円
			21 ~ 30	195
			31 ~ 50	248
			51 ~ 100	293
			101 ~ 500	328
			501 ~ 1,000	364
			1,001 ~ 2,000	402
			2,001 ~	442

● 水道水以外を使用した場合について

水道水以外(井戸水等で使用量を計測する装置が無いもの)を使用した場合の汚水排出量の認定方法は、次のとおりです。

- ① 一般家庭では、1世帯1人につき1か月6m³を使用したものとして認定します。
- ② 水道水との併用家庭では、1世帯1人につき1か月3m³を水道使用量に加えた合計量とします。
- ③ 一般家庭以外では、井戸モーター・ポンプ等使用の態様を勘案して使用量を認定し、これを汚水排出量とします。

※ 事業所などで井戸水等を使用する場合、水量計の設置をお願いしています。

下水道使用料早見表 (2か月につき)

(税込み)

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
0	0 円	13	2,058 円	26	3,030 円	39	5,136 円	52	7,824 円	65	10,848 円	78	14,330 円	450	140,428 円
1	2,058	14	2,058	27	3,192	40	5,298	53	8,035	66	11,116	79	14,598	500	158,140
2	2,058	15	2,058	28	3,354	41	5,508	54	8,246	67	11,384	80	14,866	600	193,564
3	2,058	16	2,058	29	3,516	42	5,718	55	8,457	68	11,652	85	16,206	700	228,988
4	2,058	17	2,058	30	3,678	43	5,929	56	8,668	69	11,920	90	17,544	800	264,412
5	2,058	18	2,058	31	3,840	44	6,140	57	8,878	70	12,188	95	18,884	900	299,836
6	2,058	19	2,058	32	4,002	45	6,351	58	9,088	71	12,456	100	20,224	1,000	335,260
7	2,058	20	2,058	33	4,164	46	6,562	59	9,299	72	12,724	150	36,046	1,200	413,884
8	2,058	21	2,220	34	4,326	47	6,772	60	9,510	73	12,992	200	51,868	1,400	492,508
9	2,058	22	2,382	35	4,488	48	6,982	61	9,778	74	13,260	250	69,580	1,600	571,132
10	2,058	23	2,544	36	4,650	49	7,193	62	10,046	75	13,527	300	87,292	1,800	649,756
11	2,058	24	2,706	37	4,812	50	7,404	63	10,313	76	13,794	350	105,004	2,000	728,380
12	2,058	25	2,868	38	4,974	51	7,614	64	10,580	77	14,062	400	122,716		

※上記、下水道使用料早見表は一般汚水扱いです。

● 汚水排出量の減量手続について

製氷業、その他の営業で、その営業に使用する水量と公共下水道に排出する汚水の量が著しく異なる場合は、申告に基づき、その排出量を減量して認定します。

● 福祉減免の手続について

- ① 生活保護世帯
- ② 中国残留邦人等自立支援受給世帯

については、下水道使用料の全部または一部を免除します。

(注) 下水道使用料の免除を受けようとする場合は、下水道使用料減免申請書及び生活保護受給証明書(中国残留邦人等自立支援受給世帯の場合は、支援給付受給証明書)の提出が必要です。

下水道使用料の減免・認定に関するお問い合わせは、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市役所 都市建設部 下水道課
所在地：鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号
電話：047-445-1483

<https://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi-tetsuzuki/gesuidou/gesuidou.html>

